

『令和2年3月18日開催』

環境経済文教常任委員会

委員長報告

【令和2年3月定例会】

(令和2年度関係議案)

委員長 濱田義彦

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、歳出の部、第4款「衛生費」第2項「清掃費」及び第3項「環境保全費」並びに当該歳出に係る歳入及び第2条第2表「継続費」並びに第3条第3表「債務負担行為」のうち衛生費に関する事項についてを一括議題といたしましたところ、資源循環対策費にかかわり、作成予定のパンフレットの内容及び配布方法について問われ、これに対して、家庭用に災害廃棄物に関するパンフレットを作成し、広報かわぐちと同時に各世帯へ配布する予定であるとのことでありました。

このほか、環境施設費にかかわり、発注者支援業務委託料の詳細について、環境保全総務費にかかわり、地球温暖化対策活動支援金の内訳について等、質疑応答の後、一括採決の結果、歳出の部、第4款第2項及び第3項並びに当該歳出に係る歳入及び第2条第2表並びに第3条第3表は、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第37号「川口市浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、浄化槽管理士の研修機会の確保について等、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第16号「川口市小型自動車競走事業特別会計予算」を議題といたしましたところ、一般管理費にかかわり、オートレース公益啓発促進事業の内容について問われ、これに対して、市内の全小中学校を対象に1校当たり7万円を上限として体育用品を提供するものであるとのことでありました。

このほか、開催費にかかわり、電話投票事務委託料の算出割合について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、小型自動車競走事業は、一般会計繰出金が見込めない中では、本来の目的のひとつである地方財政の健全化への寄与とならず、今後の事業について検討が必要である。本来、オートレース事業は、公営で行うべきではないと考え、反対するとの意見。

また、収益確保が厳しいオートレース事業において、歳入・歳出ともに実態を捉えた予算となっている中で、来場者の安全の確保やサービスの向上のため、施設の整備は早急に取り組まなければならない、一般会計への繰り出しをやめ、基金に積み立てることは、現状ではやむを得ないものである。一方、オートレース場に係る方々の雇用創出、市内全ての小中学校に対する体育用品の提供等が、引き続き継続して実施されるという点は評価できる。今後も、より一層の経営努力のもと収益を確保し、早期に繰り出しを実現するなど、市政に貢

献することを期待し、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、本案は起立者多数で可決と決しました。

次に、歳出の部、第5款「労働費」ないし第7款「商工費」及び当該歳出に係る歳入並びに第3条第3表「債務負担行為」及び第4条第4表「地方債」のうち農業費及び商工費に関する事項についてを一括議題といたしましたところ、商工振興費にかかわり、NHK跡地整備事業において、購入する土地の内容及び今後の予定について問われ、これに対して、B街区等の約1.9ヘクタールの県の土地を購入し、現在市が所有する土地と合わせ、NHKが所有するC街区の土地と等価交換をする予定であるとのことであります。

このほか、労働諸費にかかわり、県生産性本部川口支部助成金の内容について、グリーンセンター費にかかわり、改修工事の請負業者について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、労働費における県生産性本部川口支部助成金については、労働者の福祉向上につながっているとは判断できないこと、商工費における地域経済応援ポイント事業については、市内経済に還元されているとは言えず、あわせて、マイナンバーカードを用いて実施する事業であるが、カード自体の普及率も低く、セキュリティなどの不安も多くあり、反対するとの意見。

また、労働費にかかわり、市内中小企業への雇用促進・人材育成事業の継続により、地元企業への人材確保が期待できるとともに、従業員の資質を向上することにより定着率が上がり、活性化が期待できること、農業費にかかわり、グリーンセンター再整備事業は、施設管理上、一番大切な入園者の安全が確保されるとともに、新たな遊具等を整備することで、園の魅力が更に増し、集客力の向上も期待できること、商工費にかかわり、NHK跡地整備事業によるSKIPシティの更なる利活用や市産品フェア事業による市内企業の発展と地域経済の活性化の取り組みなど、川口市をアピールするための様々な施策が講じられることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、一括採決の結果、歳出の部、第5款ないし第7款及び当該歳出に係る歳入並びに第3条第3表及び第4条第4表は、起立者多数で可決と決しました。

次に、歳出の部、第10款「教育費」及び当該歳出に係る歳入並びに第2条第2表「継続費」及び第3条第3表「債務負担行為」並びに第4条第4表「地方債」のうち教育費に関する事項についてを一括議題といたしましたところ、事務局費にかかわり、弁護士等報償金の増額理由について問われ、これに対して、従来の弁護士法務相談報償金に加え、弁護士同席相談報償金、係争案件対応業務及び文書作成・打ち合わせ業務の費用を新規計上したためであると

のことであります。

このほか、中高一貫校設置促進事業における委託料の詳細について、教育指導費にかかわり、オリンピック・パラリンピック学校連携観戦チケット負担金の詳細について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、中高一貫校設置促進事業については、受験競争の低年齢化をまねていること、給食を実施しないことなどは、教育環境に差を生じさせること、さらには十分な教員を市で配置できる保障がないこと、学力向上支援事業については、子どもたちを競争の教育にさらし、学力の向上には繋がっていないと判断し、反対するとの意見。

また、中高一貫校設置促進事業及び中高一貫校開設準備事業については、中高6年間を見通した計画的かつ継続的なカリキュラムを取り入れることで、グローバルな視野を持ち、様々な分野で活躍するリーダーの育成に繋がる。学校説明会では、参加者が5,000人を超え、市民からも高い関心が寄せられており、川口市初となる中高一貫校開設に大いに期待する。中学校防犯カメラ設置事業については、新たに、市内の全中学校に防犯カメラを設置することで、犯罪の抑止力にも繋がり、教育環境における安全・安心の確保の観点からも、大いに評価ができ、中学校体育館空調機設置事業については、新たに、市内の全中学校の体育館に空調機を設置することで、夏休みの部活動の場として、災害時には避難所として使用されることから、健康面での安全性を確保するためには必要不可欠であることなどから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられた後、一括採決の結果、歳出の部、第10款及び当該歳出に係る歳入並びに第2条第2表及び第3条第3表並びに第4条第4表は、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第40号「川口市立高等学校附属中学校の入学選考手数料に関する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

最後に、議案第38号「川口市会計年度任用職員である学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び議案第39号「川口市会計年度任用職員である学校職員の給与等に関する条例」の以上2議案を一括議題といたしましたところ、議案第38号及び議案第39号にかかわり、勤務時間等を定める際に参考とした例について、質疑応答の後、一括採決の結果、議案第38号及び議案第39号の以上2議案は起立者全員で可決と決しました。

以上で報告を終わります。